平成14年度第2回特別講演会(講演抄録)

# WTO加盟と中国経済の将来

### The Future of China's Economy after WTO

## 講師鄭海東

(福井県立大学大学院 経済・経営学研究科教授)

#### ー 中国のWTO加盟問題の特徴

#### 一つ目の特徴は、政治優先である。

中国のWTO加盟問題は、そもそも国民党当局が米国の政治的考慮に従って、1950年にWTOの前身であるGATTを脱退したことに端を発したのである。一方、自由貿易に批判的な新中国政府は、長らくGATTの存在を無視していたが、1983年の中英間の香港返還交渉がGATTへの加盟を真剣に考える契機となった。1986年7月に中国政府が正式にGATT復帰を申請した後、加盟交渉が順調に推移していた。当時、中国の市場経済の度合いは、自由貿易を推進するGATTの要求から見れば多くの問題があったにもかかわらず、先進国側は中国の自由化路線を支持する思惑から、中国の加盟申請に極めて前向き的であった。1989年末に行われる予定のGATT「中国作業部会」で中国の加盟議定書が承認される運びであったが、同年6月4日に起きた「天安門事件」のため、加盟交渉が中断された。

#### 二つ目の特徴は、米国主導である。

GATT/WTOに加盟するため、中国は37か国と二国間交渉を行った。しかし、この加盟交渉で終始主導権を握っていたのがあくまでも米国である。交渉の進展に緩急をつけるだけでなく、具体的な加入条件でもほぼ米国の思惑通りで変化していったのである。1994年、中国の再三の大幅譲歩も米国の強硬姿勢を崩せなかったため、GATT加盟が果たせず、1995年に発足するWTOへの加盟を余儀なくされた。1999年4月、中国の朱鎔基首相が訪米した際、米経済界も「にわかに信じられない」と驚くほどの全面的且つ大幅な譲歩案をクリントン政府に提示した。この「4月案」にいくつか中国側の新たな譲歩を追加した形で、中米はようやく同年11月15日に交渉の妥結にこぎつけた。中米交渉の妥結によって、閉塞感が漂った加盟交渉が一気に進み、2001年11月に中国のWTO加盟議定書が承認されたことを受け、同年12月11日に中国のWTO加盟が実現された。

#### 二 WTOルールと発展途上国

WTO加盟が中国経済への具体的な影響を見るには、 WTOルール 具体的な加盟条件という二つの側面から考察する必要がある。

まずWTOルールから見ると、ウルグアイ・ラウンドを経て、サービス貿易、貿易関連投資措置、知的財産権などの新分野がWTOの枠組みに盛り込まれた。とりわけ貿易関連投資措置と知的財産権の保護強化は、発展途上国を狙い撃ちにするものである。この新しいルールによって、発展途上国の自力による近代化努力がどうもすれば「ルール違反」として先進国から訴えられる危険性が非常に高くなったと言える。

次に中国が課された加盟条件から問題を見ると、先ず中国のみを対象にするいわゆる「対中特別措置」は、WTOの無差別原則に反するものである。それから分野別譲許も中国にとって極めて厳しい内容である。農業と金融との2分野を見よう。

農業の場合、中国の農産品への国内補助金の上限は、発展途上国に認められた総生産額の10%ではなく、8.5%に定められた。農産品の平均関税率も2004年までに22%から17.5%に引き下げることになった。これらの内容を知った中国の農業専門家は「震驚させられた」と言葉を失い、中国農業の将来への深い憂慮に陥ったという。

金融分野譲許の焦点は、人民元業務の自由化と外銀の資本進出である。この金融市場の自由化は、以下の問題を惹起する可能性が大きいと見られる。第一に、競争力の差で外資に顧客を奪われる。第二に、国内銀行の弱体化により、国内産業の育成に支障が生じる。第三に、保険市場の陥落で、外資の中国経済への影響が一層強まる。詰まるところ、中国にとってWTO加盟後の金融市場開放によって、産業育成への金融支援の主体が誰になるかという問題は最大のポイントになる。

加盟交渉の過程を振り返ってみると、中国が当初に掲げた「三原則」(復帰方式による加盟特別義務を負わない発展途上国の身分での加盟)は、ほとんど守れなかった。また、WTOルールと中国の加盟条件の両方から見ても、WTO加盟によって中国経済を楽観視する理由はあまり見当たらない。

#### 三 加盟を有利に働かせるには

GATTやWTOが加盟国へ自動的に利益を与えるものではないことは、そもそも自明である。WTOルールは各国政府の政策を凌駕する法体系であるゆえに、加盟国の政策運営の裁量権を大きく制約するものである。一方、中国のような一人当たりの資源が乏しい人口大国で近代化を図るには、かつての計画経済と違う意味での国情に合った高度な政策運営が不可欠である。従って、WTO加盟後、そのルールを十分に理解し、その精神を遵守する上で、如何にして自国に最大限の

政策運営の余地を残すことは肝要である。

GATT/WTOの内国民待遇原則は、各国にとって国益を守る重要な手段である。かつて日本は、金融市場の安定化を図るため、金利の一律化を実施していた。結果的に、これは日本の金融市場を長い間外資から守ることに大きく寄与した。金利の一律化によって、競争力が優る外銀の長所がうまく発揮できなかったからである。この金利一律化の政策は内外無差別のため、GATTルール上でまったく問題がなかった。この事例は、政策次第で国際ルールを有利に働かせられることを示唆するものである。

しかし中国は、これまでの一辺倒的な「有利論」のため、GATT/WTOルールへの理解は極めて 皮相的で、他国の経験への本格的研究も皆無であった。15年に及ぶ加盟交渉期間に、専門的人材も 育っていないし、意味のある対策も講じられていない。日本と違い、WTO加盟を前にして、中国 が銀行間の金利差を今後認めると発表したことは、この国の無防備ぶりを象徴した好例である。

従って、中国が真にWTO加盟を経済発展に有利に働かせようとするなら、まず政策当局がWTOへの幻想を捨て、真剣にWTOルールを研鑽し、謙虚に他国の経験を学ぶことが何よりも必要であるう。

平成14年11月14日 於 附属図書館ホール

